

「いわき生野学園ネバーランドホーム共同生活援助事業」利用契約書

いわき生野学園ネバーランドホーム・ウェンディーハウス共同生活援助事業
入居者（以下「入居者」という。）と社会福祉法人いわき学園いわき生野学園（以下
「事業者」といいます。）は、入居者に対し提供する指定共同生活援助事業の
利用について、訓練等給付費の支給決定を受けた方を対象に次のとおり契約しま
す。

尚、体験利用の場合も本契約を準用することとします。

（契約の目的）

第1条 この契約は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律」（以下「障害者総合支援法」という）等関係法令の理念に則り、入居者
の地域における生活を支援し、自立と社会経済活動への参加を促進するために、
事業者が個別支援計画に基づき入居者に対して必要なサービスを適切に行
うことを定めます。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日
までとします。

2 契約満了日の30日前までに、入居者から事業者に対して、文書により契約
終了の申し出がない場合、契約を更新するかどうかを入居者と事業者で協議
を行います。（但し、平成 年 月 日～ 日は体験利用とします）
協議の結果、継続が決定した場合、本契約書の契約期間は訓練等給付費の支給
決定期間までの期間を契約期間とします。

（個別支援計画）

第3条 サービス管理責任者は入居者の置かれている日常生活全般の状況を通
じて利用者及びその家族が希望する生活や課題を明らかにし適切な支援内容
の把握に基づき到達目標を設定しサービス担当者会議をふまえ個別支援計画
を作成します。

2 個別支援計画の内容について利用者とその家族に対し説明し、文書により
同意を求めます。

3 個別支援計画作成後、6ヶ月に1回以上定期的に個別支援計画実施状況の
把握を行い必要に応じて個別支援計画の変更を行います。変更については
利用者とその家族に説明をし、文書により同意を求めます。

また じぎょうしゃ ていきょう かん きろく せいび ほぞん
又、事業者はサービス提供に関する記録を整備し保存します。

(サービス内容)

第4条 事業者は、前条に定める個別支援計画に基づいて、別紙「重要事項説明書」に記載されているサービス内容を提供します。

2 サービス提供内容

- (1) 食事の提供並びに食事を作ることの支援
- (2) 利用者に対する相談
- (3) 入浴、排泄、食事等の介助
- (4) 健康管理、金銭管理の援助
- (5) 余暇活動の支援
- (6) 緊急時の対応
- (7) 日中活動先等との連絡・調整
- (8) 財産管理等の日常生活に必要な援助
- (9) 体験利用における支援
- (10) 入院時の援助
- (11) 帰省時の援助
- (12) 夜間支援体制加算適用による夜間支援

(訓練等給付費支給申請に係る援助)

第5条 事業者は、入居者が訓練等給付費支給期間終了に伴う訓練等給付費支給申請(更新手続)を円滑に行えるよう入居者を支援します。

(利用料金)

第6条 利用者は、別紙「重要事項説明書」に記載されている訓練等給付費対象サービス内容の料金を厚生労働大臣の定める基準により算出した額(但し軽減等の適用あり)の所定の利用者負担額を支払います。ただし、訓練等給付費等については、事業者が市町村から代理受領をした場合は、利用者は直接支払う必要はありません。又、事業者は、共同生活援助事業の提供に当たっては、予め入居者に対し当該サービスの内容及び費用について説明し、入居者の同意を得るものとします。

2 入居者は、サービスの対価として市町村が定める定率負担額及び訓練等給付費対象料金を事業者に支払います。

3 前項以外に提供されるサービスのうち、家賃、光熱水費、食費、日用品費、その他、その使用が入居者個人の消費にかかるものは、入居した年度の年度末に精算するものとします。但し、年度途中で退居する場合はその退去する日

げつまつ せいさん
の月末の精算とします。

- 4 入居者は、訓練等給付費対象外サービス提供に要する費用を物価の変動、その他の理由により相当な額に改訂できるものとします。尚、改定した場合は別紙「重要事項説明書」にその旨を記載するものとします。

りようりょうきん しはら ほうほう
(利用料金の支払い方法)

- 第7条 利用料金のうち、月を単位とするものについては月中に、入居若しくは退居した場合には利用日数に応じて計算した額を支払うものとします。入居者は、共同生活援助事業の提供の対価として、別紙「重要事項説明書」に定める利用料金の合計金額を月ごとに支払います。
- 2 事業者は、毎月10日に翌月分の利用料金合計額の請求書を送付します。
- 3 入居者は、毎月20日までに翌月分の利用料金合計額を支払います。
- 4 事業者は、入居者から利用料金の支払いを受けた時は、入居者に領収書を発行します。ただし、郵便局での自動引落しの場合は、請求書兼領収書を領収書とみなしますが、ご希望があればあらためて領収書も発行します。
- 6 利用者又は正当な権利を持つ第三者の求めに応じて帳簿を提出します。

あず きん
(預かり金)

- 第8条 入居者は毎月、預り証と引き換えに預かり金と出納帳を事業者に預ける事ができます。事業者はその預かり金より共同の必要物品購入、又、個人の必要品等をそこから支出し、出納帳に記載し、及び身元引受人もしくはその家族はそれをいつでも閲覧できるものとします。月末に出納帳と残金を利用者に返金します。

た ていきようしゃ れんけい
(他のサービス提供者との連携)

- 第9条 事業者は、地域や家庭との結びつきを重視し、市町村等の外、障害者福祉の増進を目的とする事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの連携に努めます。

せつめいぎむ
(説明義務)

- 第10条 事業者は、契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明します。

りよう
(サービス利用のキャンセル)

- 第11条 サービス利用のキャンセルについては、入居者がサービス利用の前日の

ごぜん じ れんらく ばあい りょう にゆうきよしや じゅうようじこう
午前10時までに連絡のない場合、キャンセル料として、入居者は重要事項
せつめいしょ さだ しよくじ しよくざいりょうひ じっぴそうとうがく じぎようしや しはら
説明書に定める食事の食材料費の実費相当額を事業者に支払うものとしま
す。

そうだんおよ えんじよ
(相談及び援助)

第12条 事業者は入居者及びその家族が希望する生活や利用者の心身の状況等
を把握し、適切な相談、助言、援助を行います。

2 事業者は、契約に基づく内容について、入居者の質問等に対して適切に
説明をします。

じぎようしや しせい
(事業者の姿勢)

第13条 事業者は、サービスの提供に当たって、入居者の生命、身体、財産の安全
確保に配慮するとともに、非常災害時並びに衛生管理等について必要な措置を
講じるものとします。

2 事業者は、常に入居者の健康に注意するとともに、入居者の体調・健康
状態からみて必要な場合には、医師と連携し、入居者からの聴取・確認を
行った上で、必要なサービスを実施するものとします。

3 事業者は、入居者のプライバシー保護について、十分な配慮をするもの
とします。ただし、共同生活援助の実施及び安全衛生上の管理の必要がある
と認められる場合、入居者は、事業者及び職員が居室などに立ち入り、必要
な措置を執ることを認めるものとします。

にゆうきよしや ぎむ
(入居者の義務)

第14条 入居の前に本事業所所定の健康診断をするとともに、その後も健康診断を
定期的に受けて、その健康を維持します。その際依頼があれば、事業者は指定
医療機関を斡旋します。

2 入居者は居室内で使用するもの、及び個人で使用するものについては、すべ
て個人の責任で準備します。

きんしまた せいげん こうい
(禁止又は制限される行為)

第15条 入居者は、事業者の書面による承諾を得ることなく、本物件の増築、改築、
移転、改造若しくは模様替え又は本物件の敷地内における工作物の設置を
行ってはいけません。

2 犬や猫などペットの飼育は共同生活のためご遠慮下さい。

3 喫煙に関しては防災上の観点からも本事業所では禁止いたします。

4 事業者は入居者に対して胃瘻等の医療的行為や流動食等の特別食の

ていきょう おこ
提供は行ないません。

そうだん くじょうたいおう
(相談・苦情対応)

第16条 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、苦情の受付・解決に際し、その内容を記録します。また、苦情に対して市町村が行う調査等に協力し、指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行います。また、「重要事項説明書」に記載された第三者委員会等に苦情を申し立てることができます。

2 事業者は、苦情が申し立てられた時は速やかに事実関係を調査し、その結果、改善の必要性の有無及びその方法について、利用者または家族に文書で報告します。

3 事業者は、利用者及びその家族が苦情申し立てをした場合にこれを理由として利用者に対し、一切の不利益な対応をしません。

4 次の事由に該当する場合は、利用者は事業者に対し、改善及び改善結果の報告を求めることができます。

(1) 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合。

(2) 事業者が守秘義務に反した場合。

(3) 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合。

けいやく しゅうりょうじゆう
(契約の終了事由)

第17条 入居者又は事業者が次の各号のいずれかに該当した場合、本契約は終了するものとします。

(1) 入居者が死亡した場合。

(2) 事業者が解散命令を受けた場合。

(3) 事業者が破産した場合又はやむを得ない理由により事業所を閉鎖した場合。

(4) 事業所の滅失や重大な毀損により、共同生活援助事業の提供が不可能になった場合。

(5) 事業者が共同生活援助事業所の指定を取り消された場合、又は指定を辞退した場合。

(6) 第18条及び第19条に基づき本契約が解除された場合。

にゅうきよしや けいやくかいじよ
(入居者からの契約解除)

第18条 入居者は、事業者に対して、30日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解除することができます。ただし、次の事由に該当

する場合には、文書で通知することにより直ちに契約を解除することができるものとします。

- (1) 事業者が故意又は過失により入居者の身体、財物、信用等を傷つけたり、著しい不信行為があったとき、その他本契約を継続しがたい重大な事情が求められた場合。
- (2) 他の入居者が、入居者の身体、財物、信用等を傷つけ、若しくは傷つける恐れがあるにもかかわらず事業者が適切な対応を取らない場合。
- (3) 他の入居者が、入居者の身体、財物、信用等を傷つけ、又は著しく秩序を乱す行為を行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- (4) 体験利用期間が満了した場合。

(事業者からの契約解除)

第 19 条 事業者は入居者に対して、30 日間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解除することができます。ただし、次の事由に該当する場合には、文書で通知することにより直ちに契約を解除することができるものとします。

- (1) 利用者が事業所に支払うべきサービスの利用料金を3ヵ月以上滞納し催告にもかかわらず14日以内に支払わない場合
- (2) 入居者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴や入居者を取り巻く環境等の重要事項について、故意、又は重大な過失によりこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- (3) 入居者が医療機関に入院し、明らかに3ヵ月以内に退院の見込みがない場合、又は3ヵ月経過しても退院できないことが明らかになった場合。同様に3ヶ月以上帰省等をした場合。
- (4) 入居者が重大な自傷行為を繰り返すなど、自らの健康、生命に大きな影響を及ぼす恐れが大きく、又は自殺をするおそれ大きく、事業者において十分な援助を尽くしてもこれを防止できないとき。
- (5) 入居者が故意に法令違反のほか重大な秩序破壊行為をなし、事業所に生命、身体、財物、信用を傷つけるなどによって契約を継続しがたい重大な事情を生じさせ改善の見込みがないとき。
- (6) 他の利用者に重大な影響を与える感染症、又は重篤な疾病、又は共同生活に支障が出るほどの退行現象が見られ、嘱託医の判断で共同生活が困難とされた場合。

にゆういんきかんちゆう と あつか
(入院期間中の取り扱い)

第 20 条 事業者は利用者が、医療機関へ入院後 3 ヶ月以内に退院することが見込まれる場合は本事業所に円滑に戻れるよう努めます。

2 利用者の入院期間中の実費負担額は別紙「重要事項説明書」に記載された額とします。

3 利用者が入院中、利用者の同意の下で共同生活援助に基づき、規定の支援を行った場合「入院時支援特別加算」「長期入院時支援特別加算」の対象となるものとします。

りようしゃ がいはく と あつか
(利用者の外泊にかかる取り扱いについて)

第 21 条 利用者は事業者へ外泊開始日の 3 日前までに届けるものとします。

2 前項に定める外泊期間中において、利用者の同意の下で「帰宅時支援加算」「長期帰宅時支援加算」の対象となるものとします。

3 利用者の外泊期間中の実費負担額は別紙「重要事項説明書」に記載された額とします。

けいやく しゆうりよう と もな えんじよ
(契約の終了に伴う援助)

第 22 条 本契約が終了し、入居者が共同生活援助を退所する場合には、入居者の希望により、事業者は入居者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助を速やかに行うものとします。

(1) 適切な医療機関等の紹介

(2) 他の共同生活援助事業者等の紹介

(3) その他の保健医療サービス、福祉サービスの提供者の紹介

(4) 事業所はサービス提供の終了時(解約の場合も含む)、終了の旨を
えんごじっししゃ しちようぞん れんらく
援助実施者に(市町村)に連絡

きよしつ あ わた せいざん
(居室の明け渡しと精算)

第 23 条 本契約が終了する場合において、入居者はそれまで提供された共同生活介護に対する第 7 条に基づく利用料金支払義務及びその他の条項に基づく義務を履行した上で、居室明け渡しと精算をします。

2 契約期間中に本契約が終了した場合、サービスの未提供分について
きよしつ せいざん
事業所がすでに受領している利用料がある時は、事業所は入居者に相当額を返金します。

ざんおきもの ひきわた など
(残置物の引渡し等)

第24条 事業者は、本契約が終了した後において、入居者の残置物がある場合、入居者又は身元引受人等にその旨を連絡するものとします。

2 入居者又は身元引受人等は、前項の連絡を受けた後、3週間以内に残置物を引き取るものとします。

3 事業者は、前項に定める期間を過ぎても、入居者又は身元引受人等が残置物を引き取らない場合は、適当な者に委託して、当該残置物を入居者又は身元引受人等に引き渡すものとします。ただし、その引渡しに係る費用は入居者又は身元引受人等が負担するものとします。

あんぜんはいりよぎむ
(安全配慮義務)

第25条 事業者は、サービス提供にあたって、利用者の生命、進退の安全確保に配慮するとともに、非常災害及び衛生管理等に必要な具体的な計画、連絡体制を講じますが、万一事故が発生した場合は速やかに、都道府県、市町村、利用者の家族に連絡して必要な措置を講じます。

きんきゆうじ えんじよ
(緊急時の援助)

第26条 事業者は、入居者に病状の変化が生じた場合その他必要な場合は、速やかに協力医療機関又は利用者の指定する医療機関での診察を依頼します。又、入居者の心身の状態が変化した場合、入居者及びその家族が指定する者に対し緊急に連絡します。

しんたいこうそく きんし
(身体拘束の禁止)

第27条 事業者は、入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむをえない場合を除いて、医師の指示によることなく身体的拘束その他入居者の行動を制限するような行為を行いません。やむをえず、入居者の行動を制限する場合は、入居者及びその家族に事前に行動制限の根拠、内容、見込まれる期間について十分説明し文章により同意を得ることとし、支援記録に説明の時期、内容とともにその事前説明の内容を記録しておきます。

ぎやくたいぼうし そち
(虐待防止のための措置)

第28条 事業者は、入居者に身体的、精神的苦痛などの虐待や身体的拘束を防止するため、責任者を設置し、サービス提供者に虐待防止啓発のための定期的研修の実施を講じます。

ひみつほじ
(秘密保持)

第29条 事業者は、業務上知り得た利用者やその家族等の秘密を保持します。
2 事業者の職員であった者について、業務上知り得た入居者やその家族等の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容としています。

こじんじょうほう
(個人情報)

第30条 事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対し、入居者に関する情報を提供する際は、あらかじめ別紙「個人情報使用同意書」により利用者の同意を得ます。
2 入居者は事業者に自らの記録の閲覧を求めることが出来ます。尚、事業者はその記録はサービス提供日から5年間整備保存します。

ばいしょうせきにん
(賠償責任)

第31条 事業者は、サービス提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により入居者の生命、身体、財産に損害を及ぼした場合は、入居者に対してその損害を賠償します。第27条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。
2 事業者は、前項の損害賠償責任の履行については速やかに行うものとします。但し事業者の故意又は過失がない場合はこの限りではありません。又、当該事故発生について重過失がある場合は、損害賠償の額を減じることが出来ます。
3 入居者は、故意又は過失により事業者に損害を与え、又は無断で備品の形状を変更したときは、その損害を弁償し、又は原状に復する義務を負うものとします。

みもとひきうけにん
(身元引受人)

第32条 事業者は、入居者に対し、身元引受人を立てることを求めるものとします。ただし、社会通念上、これが出来ない相当の理由があると認められる場合は、その限りではありません。
2 身元引受人は、本契約に基づき入居者の債務を負うときは、入居者と連帯して履行の責任を負うものとします。
3 身元引受人は前項の義務の他、次の各号の責任を負うものとします。
(1) 入居者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように事業者に協力すること。
(2) 第17条第2項以下の各号のいずれかに該当して契約が終了した場合、事業者と連携して入居者の状態に見合った適切な受け入れ先確保に努めること。

- (3) 入居者が死亡した場合の遺体を引き取り、遺留品の処理その他必要な措置を講ずること。
- (4) 入居者が暴力、破壊行為をなし共同生活の続行が困難となったときには、一時的に入居者を引き取ること、又、その被害を弁済すること。

しゅうぜん
(修繕)

- 第 33 条 事業者は、入居者が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければなりません。この場合において、入居者の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、入居者が負担しなければなりません。
- 2 事業者が修繕を行う場合は、事業者は、あらかじめ、その旨を入居者に通知しなければなりません。この場合において、入居者は、正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができません。

きよしつなど た い
(居室等への立ち入り)

- 第 34 条 事業者は、原則的に入居者の許可なく居室へ立ち入る事はありません。本物件の防火、本物件の構造の保全その他の本物件の管理上特に必要があるときは、あらかじめ入居者の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができるものとします。
- 2 本事業を新たに利用する者等が見学等をするときは、事業者及び見学をする者等は、あらかじめ入居者の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができます。
- 3 事業者は、火災による延焼を防止する必要がある場合その他の緊急の必要がある場合においては、あらかじめ入居者の承諾を得ることなく、本物件内に立ち入ることができます。この場合において、事業者は入居者の不在時に立ち入ったときは、立入り後その旨を入居者に通知しなければなりません。

きようぎじこう
(協議事項)

- 第 35 条 入居者及び事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、障害者自立支援法その他諸法令の定めるところに従い、双方が誠意をもって協議の上定めます。

いじょう けいやく しょう ほんしょ つう さくせい にゆうきよしやおよ しょめいだいにん じぎょうしゃ
以上の契約を証するため、本書2通を作成し、入居者及び署名代理人と事業者が

しょめいおういん かくいちつう ほゆう
署名押印し各一通を保有するものとします。

けいやくていけつび へいせい ねん がつ にち
契約締結日 平成 年 月 日

けいやくしゃ
契約者

にゆうきよしや
入居者

じゅう しょ
住所

し めい
氏名

印

しょめいだいにん
署名代理人

じゅう しょ
住所

し めい
氏名

印

じぎょうしゃ
事業者

じぎょうしゃめい しゃかいふくしほうじん がくえん
事業者名 社会福祉法人いわき学園

いくのがくえん
いわき生野学園ネバーランドホーム

じゅう しょ おおさかしいくのくしょうじ ちょうめ ばん ごう
住所 大阪市生野区小路3丁目18番7号

だいはうしゃめい えんちょう はやしださなえ
代表者名 園長 林田早苗 印